

行政処分の公表

当社は近畿運輸局滋賀運輸支局より下記の処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 対象事業者 近江鉄道株式会社
2. 処分内容 文書警告
3. 違反条項 点呼の実施義務違反
(道路運送法第 27 条第 3 項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)
4. 当該処分に基づき講ずる措置
運行管理者および運転者に対し、法令の遵守及び輸送の安全を確保するためのさらなる指導、監督の充実化を図ります。
また、運行管理者、運転者が完全に理解できるまで、繰り返し指導を徹底してまいります。
5. 処分を受けた日 令和 2 年 3 月 3 0 日

以 上